

令和８年度（３期）金属くずの再商品化（有価物売払い）に関する仕様書

金属くずの再商品化（有価物売払い）に関する仕様は、次のとおりとする。

1 法令等

引取りにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、その他の関係法令等を遵守すること。

2 品目

市が金属として収集したもの
不燃物中間処理センターにおいて発生した金属くず
ボンネルコイル

3 引渡状況

不燃物中間処理センターにストックした金属くずを引渡すものとする。
積載及び運搬は引き取り業者が行うこととする。

4 売払い量

約１６０トン
なお、この引渡量は過去の実績を基に推計した量であり、売払い量を保証するものではない。

5 契約の方法等

契約は、１トンあたりの単価契約とする（単価に円未満の端数が生じた場合、その端数全額を切り捨てるものとする）。

売払い料金は、月単位で計算し、翌月に適法な請求書を受理した後、３０日以内に支払うものとする。

6 売払い期間

令和８年１０月１日から令和８年１２月３１日まで

7 品質等

- (1) 市が金属として収集、選別したものをそのまま売り渡すものとするが、本来収集不適物である原動機、ポンプ類及び農機具類（潤滑油や燃料は除去済のもの）や自動車用マフラー、スプリングなどの金属部品も可能な限り引き取るものとする。
- (2) 不燃物中間処理センターにて発生するものは、修繕等で発生した金属板や回転刃など。
- (3) ボンネルコイルは、布の付着が少ないもの。

8 引渡場所

山口市宮野下１１７８２番地１ 山口市不燃物中間処理センター

9 計量

不燃物中間処理センターで計量を行い、計量票により市に報告するものとする。

10 搬出及び運搬

- (1) 搬出にあたっては本市職員と十分調整し、祝日を除く月曜日から土曜日までの市が指示する日（週あたり３～５日間）の、朝７時及び市の指示する時間に引取者自ら車両に積み込み、搬出すること。
- (2) 積み込みしたものが車両の荷台から落下しないよう適切な処置を講ずること。

(3) 運搬に当たっては法令を遵守し、過積載等を行わないこと。

1 1 積込

(1) 積込については、引取者自ら作業すること。

(2) 積込機材（ショベルローダー等）は施設の業務に支障のない範囲で貸し出すが、操作に十分注意し事故防止に努めること。万が一、機材等を損傷させ、または機材等に事故が発生した場合は、速やかに届け出るとともに、引取者の責任において修理、または対処すること。

(3) 機材の操作は必ず資格を持った者が行うこと。

(4) 積込後は積込機材及び積込場所を清掃し、施設の美化に努めること。

(5) 施設内は一般車両が出入りするため、交通事故等が無いように十分注意すること。万が一、事故等が発生した場合は、引取者が責任を持って対処すること。（原則として積込時、施設職員1名を配置するものとする。）

(6) 施設内での引渡し品の選別・解体等はできないものとする。

(7) 引渡し品の一部引き取り拒否はできないものとする。

1 2 1回あたりの搬出量

1回あたりの搬出量は、原則として10t車積載を基本とするが、それ以下の車両数台での対応としても良い。

1 3 再商品化

国内での再商品化処理を行うこと。

1 4 残さ等

選別・解体後の残さ等については、産業廃棄物として適正に処理をすること。

1 5 契約の解除

次の事項のいずれかが発生した場合若しくは、仕様書の内容が順守できない場合は、市は契約を解除することができる。

(1) 権利義務の譲渡行為

(2) 役員及び従業員の信用失墜行為

(3) 事故等の隠蔽行為

(4) 過失による重度なる事故

(5) 本市への報告義務違反

(6) 有価物売払仕様書事項違反行為

1 6 その他

(1) 事故や災害が発生した場合、または作業上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに報告すること。

(2) その他、引渡しに関する疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。